

2018年6月6日

鹿児島県知事  
三反園 訓様

## 川内原発敷地内の大規模土地改変工事に関する申し入れ

ストップ川内原発！3.11鹿児島実行委員会  
事務局長 杉原 洋

〒892-0873 鹿児島市下田町 292-1  
TEL099-248-5455 FAX:099-248-5457

九州電力・川内原子力発電所の敷地内において、現在、大規模な土地改変工事が進められています。「資機材保管ヤードの造成」を目的とした敷地内保安林の指定解除手続きも進み、フェンス外側から見る限り、川内原発1・2号機北側の保安林は既に広範囲に伐採された状態となっています。

伐採後に造成されているのは、2段式の盛り土（1段の高さは5メートルを超すように見える）や、コンクリート製らしいブロック板で側面を防護し、その上部への盛り土などです。

盛り土に使われる土砂は、敷地内の別の個所で掘削されたものと推察されますが、その掘削が何のために行われているのか、うかがい知ることはできません。

また敷地最北部には、長辺50メートルはありそうなコンクリート製の調整池のようなものも設置されています。この「調整池」からの放水口は、敷地外の堤防と思われる構造物に放流できる位置に造られており、結局は海に垂れ流すことができる構造になっているようです。

私たちが最も疑問に感じるのは、これらの大規模土地改変工事が、川内原発3号機の「事業実施区域」内にあるということです。

3号機増設申請にあたり、九電が作った環境影響評価書には、「切取」「盛り土」「公有水面埋立」に分けた「敷地造成図」が掲載されています。この「盛り土」部分は、現在私たちが見ることができる状態と完全に重なっています。先に述べた「調整池」も環境影響評価書の「工事中の排水経路」図と重なっています。

私たちは、現在の敷地内大規模土地改変工事が、「川内3号機の工期短縮を狙った、なしくずし準備工事」ではないかとの強い疑惑を抱かざるをえません。

経済産業省で進められている「エネルギー基本計画」改定作業では、原子力は「重要なベースロード電源」であり、2030年の総電力の20~22%を賄うとされています。これを達成するには原発30数基が必要で、60年運転の老朽原発を多用し、また新增設や建て替えを見込むしかありません。川内原発3号機問題は、私たちが知らないところで進められている可能性があります。

このような状況を食い止めるには、三反園知事が「3号機増設は県民の安心・安全を守るために認められない」と明言し、「3号機白紙撤回」をすることが必要です。「3号機の増設を進める状況にはない」という他人事のような認識ではなく具体的な言動を示していただきたいと、切に望みます。以下、申し入れます。

### 記

- 一、三反園知事は、川内原発3号機増設について「県民の安心・安全を守るために認められない」と毅然とした態度表明すること。
- 一、三反園知事は、川内原発敷地内保安林で、「予定告示」を行ったものについて、「解除告示」、「解除通知」を行わないこと。
- 一、三反園知事は、今後、川内原発敷地内の保安林解除申請を受理しないこと。
- 一、三反園知事は、伊藤祐一郎前知事が2010年11月19日に行った「3号機増設『同意』」を白紙撤回すること。

以上